

愛川町ペットの災害対策 ガイドライン



令和2年3月

愛川町 環境経済部 環境課

はじめに

近年、我が国では、地震や豪雨等の未曾有の災害が発生し、甚大な被害をもたらしており、いつ、どこで、起こるか分からない災害に対して日頃からの備えが重要となります。

犬や猫等のペットを家族の一員として共に暮らす方が増えている昨今、大規模災害が発生した場合に、ペットをどのように護るかあらかじめ決めておくことの必要性が高まっています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの方が避難生活を余儀なくされました。ペットについても飼い主とはぐれ、放浪状態となった事例や、共に避難した場合でも、避難所での共同生活においてペットの取り扱いに苦慮した事例が報告されています。ペットを災害から護るためには、飼い主に対する避難の支援に加え、ペットとの避難生活における生活環境を保全することが重要なテーマとなっています。

こうした中、環境省では、平成25年6月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を作成し、その中で、災害時における飼い主による同行避難を前提としたうえで、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することの重要性が指摘されています。

また、平成29年12月21日に厚木愛甲獣医師会と「愛川町災害時における動物救護事業に関する協定」を締結し、このことにより、大規模災害時に町が実施するペットの救護について厚木愛甲獣医師会の協力が得られるようになりました。

本ガイドラインは、災害発生時に備えたペットの飼い主の心構えと責任について明確にするとともに、様々な事情や価値観を持つ被災者が共同生活を営むこととなる各避難所におけるペットの受け入れ及びペットの飼育管理のルールづくりに役立てていただくため作成しました。

なお、本ガイドラインについては、主に犬や猫等の小動物を対象としているものです。

目次

第1章 平常時及び災害時における各役割

1 飼い主の役割	3
2 町の役割	4
3 厚木愛甲獣医師会の役割	4

第2章 平常時からの準備

1 飼い主の心構え	5
(1) しつけ	
(2) 健康管理	
(3) 身元表示	
(4) 避難所や避難ルートの確認	
(5) 家族内での話し合い、飼い主仲間との連携	
(6) ペットに関する持ち出し品	
(7) 防災訓練等	
2 町の活動	7

第3章 災害発生時の行動

1 初動対応	8
2 同行避難	8
3 同行避難できない場合	8
4 不測の事態	8

第4章 避難所におけるペットの同行避難の対応

1 飼育場所の検討	9
2 飼育ルールの検討	9
3 災害時における行動	10
(1) 必要資材の準備	
(2) 飼育管理	

第5章 災害発生時の町・獣医師会による動物救護対策

1 町の動物救護対策	11
2 獣医師会の動物救護対策・動物救護実施本部の設置及び運営	11
3 負傷動物・放浪動物	11

第1章 平常時及び災害時における各役割

1 飼い主の役割

いつ、どこで起こるかわからない災害に備え、非常用防災グッズと合わせて、ペット用のフード、水、薬、リード、シーツ、キャリーバック、ケージ等のペットの防災グッズを準備しておきます。また、避難ルートの確認を行うとともに、同行避難^{※1}するために必要なしつけや健康管理を行うほか、普段から飼育場所の防災対策として、家具の固定や首輪の点検等を行います。

災害が発生した場合は、飼い主はペットと同行避難することが基本になります。避難所では、飼育場所の管理は原則、飼い主が責任を持って行い、ペットを連れていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減等、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められます。

※1 同行避難とは、避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではありません。また避難所では人とペットの居住スペースは区別されます。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられていますが、「同行避難」は、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対し、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼育管理すること（状態）を指します。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要です。



2 町の役割

平常時においては、ペットとの同行避難を周知し、日頃からの備えとして、ペットのしつけ及び健康管理、避難用品、備蓄品の必要性や避難訓練などについて、普及啓発を行います。

災害時においては、避難所の設置とともに、ペットの同行避難に備え、ペットスペースを確保します。避難所で生活する人の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もおり、鳴き声、臭い等の問題で発生するトラブルを避けるため、人とペットの居住スペースは区別して設置します。また、厚木愛甲獣医師会や神奈川県等の関係機関と連携して、避難所の支援を行います。

3 厚木愛甲獣医師会の役割

平常時においては、平常時の飼い主の責務について、普及啓発をするとともに、同行避難の訓練に協力します。

災害時においては、厚木愛甲獣医師会は、動物救護実施本部を厚木愛甲獣医師会会長の動物病院に設置し、再開可能な動物病院は、災害臨時動物救護施設を開設し、負傷動物の治療のほか、所有者不明動物の一時保護や所有者不明動物の飼い主さがし等を行います。また、神奈川県獣医師会との連絡調整等を行います。



第2章 平常時からの準備

1 飼い主の心構え

(1) しつけ

避難所での生活は、ペットにとって普段とは異なる生活となり、ストレスや病気、犬の場合は無駄吠えをしてしまう等、様々な問題の発生が考えられることから、特に犬の場合には、「待て」、「おいで」等の基本的なしつけやケージレスト練習を行っておきます。

また、日頃から、むやみに吠えないようにすることや、決められた場所で排泄ができるようにすることができれば、避難をしている周りの人にとっても、ペットにとってもストレスを少なくすることにつながります。

(2) 健康管理

避難所では、十分な健康管理をすることが難しくなります。避難所における飼育環境の変化等により、ペットの免疫力が低下することに加え、他の動物と接触する機会もあるため、感染症になるリスクが高まります。日頃からペットの健康管理には注意し、狂犬病予防ワクチン（その他感染症予防ワクチン）の定期的な接種やノミ等の外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保しておきます。普段、薬等を投与している場合には、薬の名前、投与量等をメモしておきましょう。

また、万が一の不必要な繁殖を防ぐため、ペットの不妊去勢手術を検討しましょう。不妊去勢手術をすることで性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の抑制効果もあります。

(3) 身元表示

ペットとはぐれてしまった場合に備え、迷子札や名札等で身元を表示し、保護された際には飼い主の元に戻れるようにしておきます。ケージや首輪にも名札を付け、ペットの身元がわかるように表示しましょう。

例) ペットの迷子札・名札



また、二重の対策として、身元情報が記録されたマイクロチップ^{※2}の装着も考えておくと良いでしょう。

なお、マイクロチップは動物病院で装着できますが、その際 AIPO（動物 ID 普及推進会議）での登録料（別途千円）が必要です。マイクロチップが装着されていると、自治体、神奈川県動物保護センター、動物病院の関係者等の検索者が、AIPO ヘデータ照会することで確認できますが、マイクロチップが装着されていても、AIPO に登録されていない場合は確認することができません。

※2 マイクロチップとは

- 直径2mm、長さ8mm～12mm程度の円筒型の電子機器で15桁の数字が記録されています。専用の注射器で体内に埋め込みます。
- 専用の読取器で読み取ることができ、記録されている15桁の番号から個体識別（身元表示）ができます。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になります。故障や外部からの衝撃による破損の報告事例はありません。

(4) 避難所や避難ルートの確認

災害の様々な状況を想定し、どこに避難するのか、どの様に避難するかを事前に決めておく必要があります。

(5) 家族内での話し合い、飼い主仲間との連携

災害時には同行避難が原則となります。事前に家族で話し合い、災害時を想定した行動を家族内で決めておきます。

また、飼い主仲間と同行避難等について、話し合いをしておき、飼い主仲間と連携し、避難所まで安全に避難します。

避難所での生活は普段の生活と異なり、人にとってもペットにとってもストレスを感じる環境になります。避難所以外にも、親戚や友人等、ペットの一時預け先を確保しておくといいでしょう。

(6) ペットに関する持ち出し品

持ち出し品には優先順位をつけ、優先度の高いものはすぐに持ち出せるようにします。その他のものは、分かりやすいところにまとめて保管し、状況に応じて判断します。

避難所でのペットの飼育管理に必要なものは、飼い主自らが用意しておきます。特に、安全に避難所まで避難できるように、リードやキャリーバック等を準備し、ペットフードや水は、最低7日分を備蓄しておきます。

また、病気等により療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、長期間分の用意をしておきます。

さらに、ペットの写真を準備しておくことで、逸走してしまった場合等の手掛かりとして役立ちます。

<避難用品一例>

- ペットフード 7日分
- 飲料水 7日分
- 食器（エサ皿、水皿）
- ケージ、リード、キャリーバック
- 常用薬
- ペットシート等トイレ用品（糞の片付け用ビニール袋、タオル）
- ペットの写真



（7）防災訓練等

町で開催される防災訓練に参加することや、実際に家族でペットを連れて避難所へ行く訓練を行うこと、普段の散歩コースに避難所を入れておくのとの合わせ、所要時間、ガラスの破損や看板落下等といった避難経路中の危険を想定した迂回路をチェックしておくといふことです。

また、ペットを連れて避難する方法を地域住民間で話し合っておくと、避難所でのペットの反応や行動への対応方法、動物が苦手な人への配慮方法、ペットスペースにおける飼育環境の確認等、より実践的に想定をすることができ、避難所等におけるペットの受け入れ体制の整備や改善につながります。

2 町の活動

本ガイドラインの配布により、同行避難の周知・啓発に努めます。

また、犬の場合には「犬のしつけ教室」を開催し、愛犬のしつけ方や終生飼養の大切さ等についての理解を深め、飼育に係るモラルの向上を図ります。



犬のしつけ教室の様子（平成30年度）

第3章 災害発生時の行動

1 初動対応

災害が発生した時は、まず自分の身の安全を守った上で、ペットの安全を確保します。普段どおりの言葉をかける等、ペットを落ち着かせるとともに、逸走や怪我等を防ぐため、犬の場合はすぐにリードをつける、猫の場合は慣れたケージ等に入れましょう。

2 同行避難

飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則です。飼い主の安全が確保でき次第、事前に準備している避難用品及び備蓄品を持って同行避難を行います。避難経路の中で想定外の危険が生じた場合は、焦らず、冷静に迂回ルートを検討し、安全に避難を行います。



3 同行避難できない場合

大型の動物等（闘犬等を含む）や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なペットについては、避難所での受け入れは困難であるため、平常時からの受け入れ先を確保しておきます。

4 不測の事態

万が一、ペットがはぐれた場合には、ペットに関する情報や避難時におけるペットの状況について、町（環境課）に連絡します。

また、災害発生時に外出している等、ペットと離れた場所にいた場合は、飼い主自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示の発令状況等を考えて、ペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要です。まずは、居住地域等の被災状況の確認をすることが重要です。

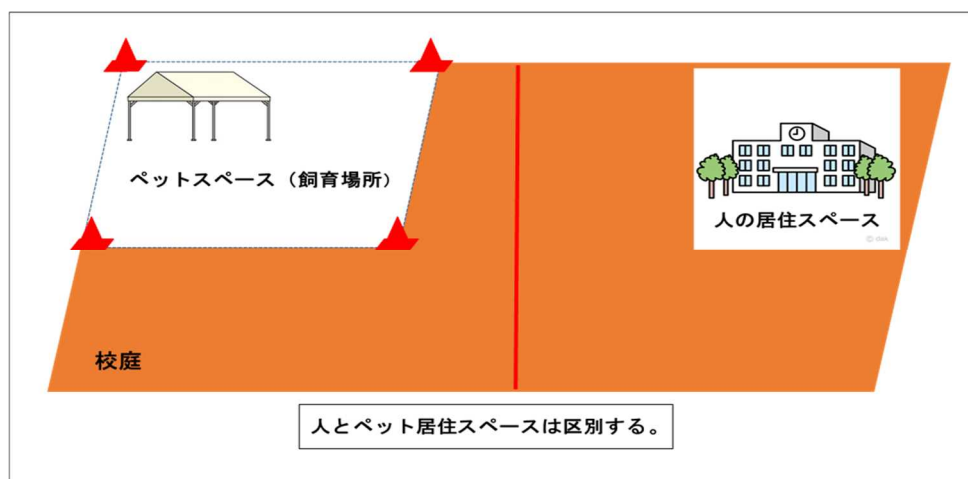
第4章 避難所におけるペットの同行避難の対応

1 飼育場所の検討

避難所では、人とペットの居住スペースは区別して設置します。ペットスペースではペット同士が近すぎてしまうとストレスの原因になったり、病気の感染・蔓延につながる可能性が考えられるため、一定の間隔をとって収容します。

また、避難所での生活はペットにとって非常にストレスがかかるため、病気を発症してしまうことも考えられます。ペットの安全・健康のためにも、可能な限り親戚、友人宅等の一時受け入れ先を検討しましょう。

《避難所のイメージ図》



2 飼育ルールの検討

ペットの同行避難後、決められた飼育場所で、飼い主が飼育管理を行うことが原則です。人とペットが共同生活を送る避難所においては、ペットに起因したトラブルが発生しないよう、飼い主が適正な飼育に努めてください。リードやケージの準備や、いざという時にスムーズにケージに入れられるよう日頃から慣らしておくことも大切です。厚木愛甲獣医師会等は、適正な飼育を手助けします。

また、避難所でのペット同行避難者と飼育していない避難者、ペット同士のトラブルを避けるため、必要に応じルールづくりをする必要があります。

【基本的なルール】

- ① 飼い主はペットを飼育していない避難者等のことを考え、理解をしてもらえるよう努めてください。
 - ・ 鳴き声や臭い等はトラブルの原因になります。周囲の人への気配りは普段以上に行いましょう。

- ② ペットは決められた場所で飼育し、散歩等の時以外はケージに入れておきましょう。（大型のペットはリードで係留）
- ・ 避難所には、動物アレルギーを持つ方や動物嫌いの方もいます。決められた場所で飼育し、散歩時も人の居住スペース等には連れていかないようにしましょう。
- ③ ペットは定期的に運動をさせる。
- ・ ペットのストレスを解消するため、ペットは定期的に運動させましょう。運動させる際には必ずリードをつけましょう。どんなに賢いペットでも、リードは絶対に放さないでください。避難所での生活は普段とは異なるため、ペットも異常な行動をとってしまうことが考えられます。逸走等を防ぐためにも、リードを放すことは絶対にやめましょう。
- ④ 排泄の後始末は速やかに行うことを徹底し、飼育場所・施設は常に清潔にする。
- ・ 排泄物等の臭いはトラブルの原因になります。小まめに処理をし、常に清潔な状態を保ちましょう。
- ⑤ ペットの所有者を明示する。
- ・ 名札等は必ず着用させ、飼い主がわかるようにしましょう。

3 災害時における行動

(1) 必要資材の準備

ペットの飼育管理に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面のペットフードは、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。

(2) 飼育管理

ペットの飼育管理は飼い主の責任で行います。避難所では、飼い主自身が適正な飼育に努めるとともに、ペットの体調に気を配ります。ペットは慣れない場所の生活で、ストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの不安を取り払うとともに体調に気を配り、飼い主仲間と協力・連携し、避難所における問題発生を抑止・解決に努めましょう。

また、町と厚木愛甲獣医師会等が連携して、飼育ルールや衛生管理方法等について飼い主への指導を行います。避難所でのルールを守り適正な飼育ができれば、ペットは飼い主や他の避難者にとっても癒しの存在として精神的な支えとなりえます。

第5章 災害発生時の町・獣医師会による動物救護対策

1 町の動物救護対策

平成29年12月21日に町と厚木愛甲獣医師会とで「愛川町災害時における動物救護事業に関する協定」が締結され、災害時には、両者が協力して動物救護事業を行います。

なお、町、動物救護実施本部等は、避難所における支援に際し、ボランティアの協力が必要な場合には、避難所での活動内容を明確にした上で募集を行い、ボランティアの配置及び役割の指示を行います。

2 獣医師会の動物救護対策・動物救護実施本部の設置及び運営

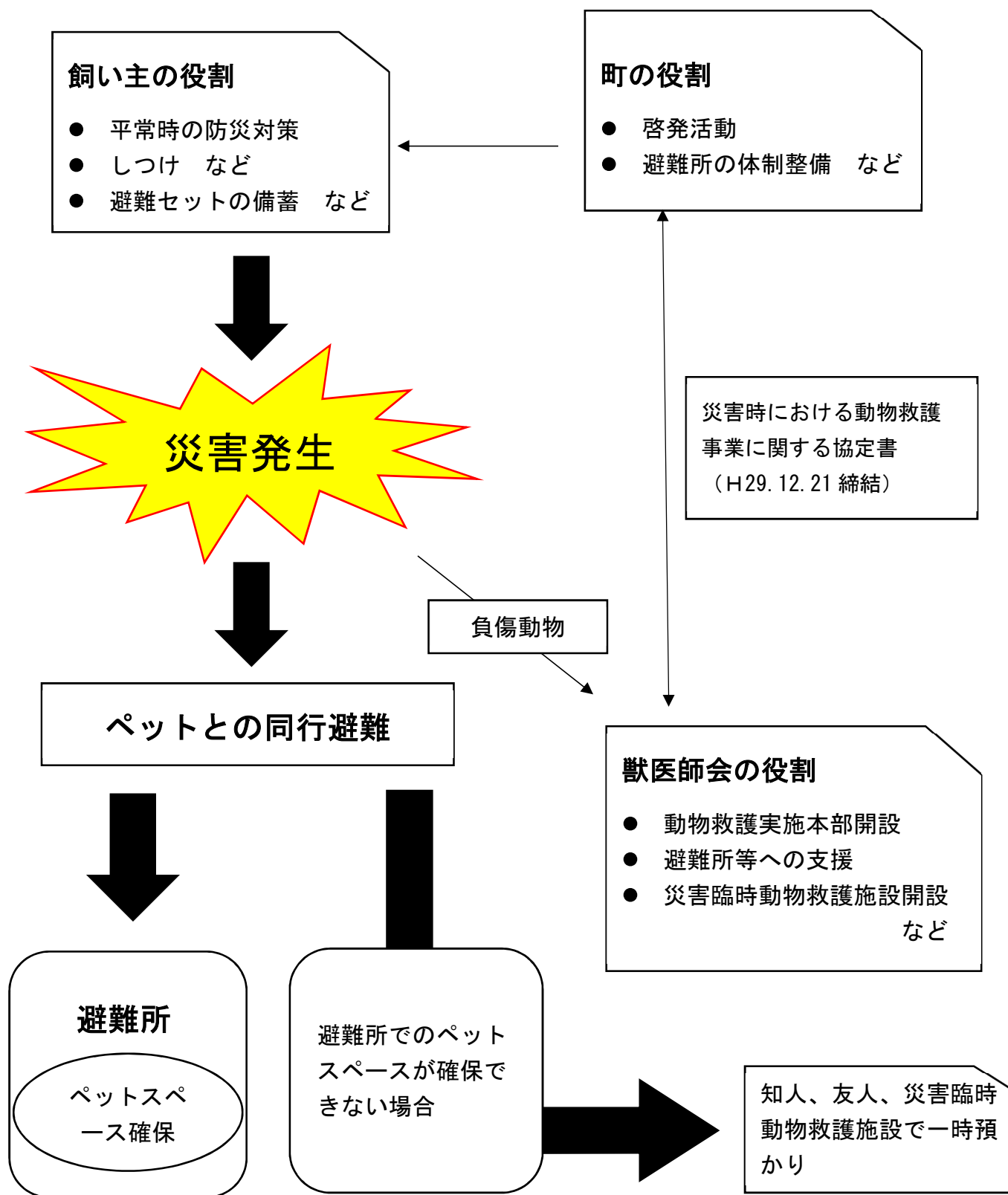
町からの要請があった場合、厚木愛甲獣医師会会長は会三役と協議の上、厚木愛甲獣医師会動物救護実施本部を設置します。本部を設置後は、町、県や隣接獣医師会と連携をとりながら、活動可能な病院を災害臨時動物救護施設として、動物救護を実施します。

3 負傷動物・放浪動物

災害発生時には、ペットが負傷することや、飼い主の被災等により、ペットとはぐれてしまうことが想定されます。負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、厚木愛甲獣医師会等で必要な治療を行います。また、町や厚木愛甲獣医師会で保護・収容した所有者不明動物等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報提供を行い、収容については神奈川県動物愛護センターが行います。



○ ペットの同行避難の流れ





愛川町役場環境経済部環境課

令和2年3月発行

〒243-0392 愛川町角田251-1

電話 046(285)2111《代表》

FAX 046(286)5021